

## 教育長に高瀬氏が再任



高瀬 浩 氏

教育長の任期満了に伴い、高瀬浩氏が10月1日付で再任されました。同氏は平成28年10月1日から教育長を務められています。

## ありがとうございました

♥小貝戸区から1万円、埼玉土建上尾伊奈支部から12,300円、訪問介護事業所ここ・さぽーとから32,825円、匿名1件から車イス1台を社会福祉に役立ててほしいとご寄付がありました。社会福祉協議会で有効に活用させていただきます。



# STOP! 児童虐待

## 11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待の件数は年々増加しており、子どもの生命が奪われる重大な事件が後を絶たない深刻な状態が続いています。

児童虐待を防ぐためには、地域のみなさんの**見守り・理解・協力**が必要です。子育ての悩み、家庭内でのストレス…悩んだときは一人で抱え込まずに、相談機関を利用して相談してください。

### ♥子どもを虐待から守るための5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）（通告は義務＝権利）
- ②「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場で判断）
- ③ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行）
- ④親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）



▲昨年伊奈中央駅前で行われた啓発活動の様子



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

### ♥児童虐待通告・相談先

- いちはやく
- ◎児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 1 8 9 ※24時間365日
  - 埼玉県中央児童相談所 ☎ 7 7 5 - 4 1 5 2
  - ※月～金曜日 8時30分～18時15分（祝日・年末年始を除く）
  - 休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎ 7 7 9 - 1 1 5 4
  - ※月～金曜日 18時15分～8時30分、土日祝日は24時間
  - ☎ 子育て支援課 ☎ 2 1 6 0

# 税金、納め忘れていませんか？

## 10月～12月は県内63市町村と 埼玉県の「滞納整理強化期間」です



埼玉県マスコット「コバトン」

地方税法では、「督促状発布後10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差押えなければならない」と定められています。町では昨年、約170件の差押を執行しました。滞納整理の進まない事案等は、地方税法の規定に基づき、埼玉県が直接徴収および滞納処分を行っています。

納期限を過ぎた場合、差押を執行する前に国税徴収法に基づく滞納者の財産調査（給与、預貯金、売掛金、不動産など）を行います。調査や差押は滞納額の大小や滞納期間の長さに関係なく、勤務先や金融機関、取引先などに対して行われるため、滞納者の社会的信用が大きく失われる可能性があります。税金は必ず納期限内に納めましょう！

### 納め忘れの不安を解消！便利な口座振替をぜひご活用ください

仕事が忙しい、銀行に行くのが大変、などとお悩みの方は口座振替をご利用ください。一部取扱金融機関の口座振替は、キャッシュカードと暗証番号があれば、通帳・印鑑不要で簡単に収税課窓口でお申し込みできます。取扱金融機関など詳しくは収税課までお問い合わせください。

☎ 収税課 ☎ 2142

### 納期限内に納められないときは

災害、病気、失業、事業の休廃業、生活状況の変化などやむを得ない事情があり、どうしても納期限内に納税できない場合は、お早めに収税課までご相談ください。また、町役場の開庁時間に納税相談ができない方のために、夜間納税相談窓口と休日納税相談窓口を開設しています。

○夜間納税相談（17時15分～19時45分）

11月26日(火)、令和2年2月27日(木)

○休日納税相談（9時～16時）

11月10日(日)・24日(日)、12月22日(日)、令和2年1月26日(日)、2月23日(日)、3月29日(日)

※日程は変更となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

☎ 収税課 ☎ 2145

## 有料広告を募集します

町では、自主財源を確保し地域経済の活性化を図るため、郵便等に用いる封筒に有料広告を掲載しています。このたびは税務課で使用する納税通知書発送用封筒にも広告枠を設け、広告を募集します。

会社やお店のPRにどうぞご活用ください。

**広告掲載位置** 封筒（縦11.0cm×横22.6cm）の裏面

**規格** 縦4.5cm×横9cm

**募集枠数** 2枠

**封筒の色** 薄茶

**掲載原稿** 単色（黒）

**原稿提出** データまたは紙

**作成枚数** 28,000枚

**掲載料** 1枠50,000円

**掲載期間** 令和2年度当初賦課課送から使用し、在庫終了まで

☎ 11月22日(金)までに町ホームページに掲載の申込書に必要事項を記入し、税務課までご持参ください。

なお、応募資格や掲載できる広告等は、町ホームページに掲載している「伊奈町有料広告掲載取扱要綱」、「伊奈町業務用封筒広告掲載取扱基準」および「伊奈町納税通知書用封筒広告のご注意」をご確認ください。

☎ 税務課 ☎ 2153

